

## 5 公文書等の「公開基準」

—移管した行政文書の公開・非公開は、どのように行われるのですか—

国立公文書館の保存する歴史公文書等については、国立公文書館法第16条で、一般の利用に供することが原則とされていますが、国立公文書館利用規則第4条で、個人の秘密の保持その他合理的な理由がある場合には利用を制限できることとされています。このため、作成・取得から30年を経過していない公文書等については、行政情報公開法第5条の不開示情報のうち、第1号（個人に関する情報）、第2号（法人等に関する情報）、第3号（国の安全等に関する情報）が記録されていると認められる場合には、その利用を制限することができるとしています。ただし、第4号（犯罪の予防等に関する情報）、第5号（審議・検討に関する情報）、第6号（事務・事業に関する情報）については、非現用文書となっているため除かれています。

また、30年以上経過した歴史公文書等についても、「個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの」等についてはその利用を制限することができるとされており、該当する可能性のある個人情報については個人情報の内容別に公開までの経過年数を定めています。

なお、国立公文書館の保存する歴史公文書等は、行政情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の適用対象から除かれています。

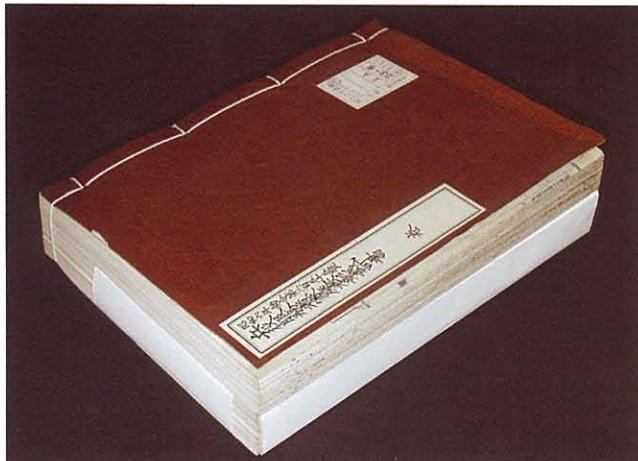
情報公開法第5条の不開示情報	国立公文書館利用規則による利用制限	
	30年未経過	30年以上経過
第1号 個人に関する情報	不開示	不開示 *
第2号 法人等に関する情報	不開示	不開示 *
第3号 国の安全等に関する情報	不開示	不開示 **
第4号 犯罪の予防等に関する情報	開示	開示
第5号 審議、検討に関する情報	開示	開示
第6号 事務・事業に関する情報	開示	開示

\* 情報の内容に応じ、経過年数を考慮し判断。

\*\* 移管元機関の判断に相当の理由があると思われる場合。

(利用規則第4条及び同条の別表参照)

非公開情報部分に袋がけ処理



非公開部分に墨消し処理

